

厚生労働大臣が定める掲示事項と届出事項

- 当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- 当院では以下の施設基準について、東海北陸厚生局長へ届出をしております。

歯科技工士との連携 1	(歯技連 1) 第126号
光学印象	(光印象) 第137号
CAD /CAM冠及びCAD /CAMインレー	(歯CAD) 第932号
クラウン・ブリッジ維持管理料	(補管) 第196号



パステル歯科

PASTEL DENTAL CLINIC